

# 診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤  
の中毒者
- 2 精神機能の障害により警備業務を適正に行う  
に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適  
切に行うことができない者

に該当しないことを診断します。

平成 年 月 日

病院所在地

病院名

医師

⑩